多気町地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のために必要な機能を整備し、提供することを目的とした多気町地域生活支援拠点等事業（以下「拠点事業」という）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、町とする。ただし、町長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

（事業の内容）

第３条　拠点事業は、次に掲げる機能を担うものとする。

（1）　障がい者等の相談に関する機能

（2）　障がい者等の緊急時の受入及び対応に関する機能

（3）　障がい者等の体験の機会及び場の提供に関する機能

（4）　専門的な人材の確保及び養成に関する機能

（5）　地域の体制づくりに関する機能

（対象者）

第４条　拠点等事業の対象者は、次に掲げるものとする。

（1）　町内に住所を有する者又は町が援護の実施者となっている者

（2）　その他町長が必要と認める者

（拠点事業の機能を担う事業者の登録）

第５条　第３条に掲げる拠点事業の機能を担おうとする者（以下「事業者」という。）は、多気町地域生活支援拠点等事業者登録申請書（様式第１号）に運営規定及び事業者の指定を受けている旨を証する書面を添えて町長に申請し、町の登録を受けなければならない。

２　前項の運営規定は、地域生活支援拠点等において当該拠点事業を行う事業者である旨を定めているものでなくてはならない。

３　町長は、第１項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業を実施する事業者として登録を行い、多気町地域生活支援拠点等事業者登録通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

４　町長は、前項の規定により登録をおこなった事業者（以下「登録事業者」という。）について、申請者の名称並びに事業者の名称、所在地、連絡先及び実施する拠点事業等を公表するものとする。

（変更等）

第６条　登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに多気町地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その１ヵ月前までに多気町地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書（様式第４号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

３　前項の規定により拠点事業を休止した登録事業者は、拠点事業を再開したときは、その日から１０日以内に廃止・休止・再開届出書を町長に提出しなければならない。

（調査等）

第７条　町長は、登録事業者に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況にかかる調査を実施することができる。

２　町長は、登録事業者に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

　（遵守事項）

第８条　拠点事業の実施に当たっては、障がい者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

２　事業実施時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、町及び家族等へ連絡を行わなければならない。

　（個人情報の保護）

第９条　拠点等事業所の職員又は職員であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

多気町地域生活支援拠点等事業者登録申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

多気町長　あて

（届出者）

所　在　地

名称

代　表　者

多気町地域生活支援拠点等事業実施要綱第５条第１項の規定に基づき、拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録する事業者 | （フリガナ）名　称 |  |
|  |
| 事業所番号 |  |
| 事業所（施設）所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メール |  |
| 地域生活支援拠点等として行う事業 | ①相談　②緊急時の受入れ　③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成　⑤地域の体制づくり |
| 開始予定年月日 | 年　　　月　　　日 |

（関係書類）１　事業所の運営規定を添付してください。

２　事業者の指定を受けている旨を証する書面

様式第２号（第５条関係）

多気町地域生活支援拠点等事業者登録通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

名　　　称

代表者氏名

多気町長

年　月　日付けで申請のあった拠点事業を行う事業者の登録について、多気町地域生活支援拠点等事業実施要綱第５条第３項の規定に基づき、次のとおり登録しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）名　称 |  |
|  |
| 事業所番号 |  |
| 事業所（施設）所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メール |  |
| 地域生活支援拠点等として行う事業 | ①相談　②緊急時の受入れ　③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成　⑤地域の体制づくり |
| 開始予定年月日 | 年　　　月　　　日 |

様式第３号（第６条関係）

多気町地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

多気町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　（届出者）

　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者

多気町地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条第１項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したいので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録内容を変更した事業者 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 変更があった事項 | 変更の内容 |
| １ | 申請者（設置者）の名称 | （変更前） |
| ２ | 申請者（設置者）の主たる事務所の所在地、連絡先 |
| ３ | 代表者の職・氏名 |
| ４ | 事業所（施設）名称 | （変更後） |
| ５ | 事業所（施設）所在地、連絡先 |
| ６ | その他（　　　　　　　） |
| 変　更　年　月　日 | 年　　月　　日 |

様式第４号（第６条関係）

多気町地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

多気町長　あて

　　　　　　　　　　　　　　（届出者）

　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

多気町地域生活支援拠点等事業実施要綱第６条第２項の規定に基づき、次のとおり登録を廃止・休止（再開）しましたので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃止・休止（再開）する事業者 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 登録を受けた年月日 |  |
| 廃止・休止（再開）をした年月日 |  |
| 廃止・休止（再開）をした理由 |  |
| 現に地域生活支援拠点等事業にて受け入れている者に対する措置 |  |
| 休　止　予　定　期　間 | 年　　　月　　　日から年　　　月　　　日まで |